

## Two spontaneous orders: marketing systems and systems of intellectual order

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17826">http://hdl.handle.net/2297/17826</a>

## 二つの自生的秩序

### ——市場システムと知的秩序のシステム——

新 正 幸

#### 目次

はじめに

一 原理を異にする二つの異なった秩序

——「組織的（意圖的）秩序（corporate order）」と「自生的秩序（spontaneous order）」——

二 二つの自生的秩序

——市場システムと知的秩序のシステム——

三 市場システムと知的秩序のシステムの関係

むすび

——自生的秩序と暗黙知の理論

#### はじめに

われわれの世界には、人間の意思や行為から独立して存在しているという意味で「自然的（natural, physel）」な現象ではないが、そうかといって人間が意図して計画的に創出したという意味で「作為的（artificial, thesel）」な現象でもなく、いわば「自然（thesis）」と「作為（thesis）」の中間に、人間社会の歴史的進化の過程において人間の行為の結果として成長してきた「第三の範疇」とでもいふべきものが存するのではないか。それを、ポラニーやハイエク

とともに「自生的秩序 (spontaneous order)」と呼ぶとすれば、その代表例ないし典型例として「市場システム」つまり経済市場秩序があげられるであろう。しかし、それだけであろうか。物質界・経済領域だけでなく、精神界・知的領域もまた、その根底・基層において、自生的秩序としての性質をもつのではないか。本日ここでお話ししたいと思うのは、まさに、この一点にあります。

仮にそうだと致しますと、今日、人間社会の経済活動領域、物質的生活領域が「経済市場」という自生的秩序としての性格をもつだけでなく、精神活動の領域、人間の知的な生活領域もまた「知的秩序のシステム」という自生的秩序としての性格をもつことに、つまりは社会全体がその基層において自生的秩序の性格をもつことになり、それが、そうだとすると、その形成原理は一体何なのか、また、両者は、どのような点において異なり、いかなる関係に立つか、というような問題も生じてまいります。これが、第二に、本日少しく言及できればと願っている論点です。

しかし、その前にやはり、人間の社会秩序には、そうした「自生的秩序」とは異なつたもう一つの秩序、「組織的 (意図的) 秩序 (organie order)」があること、両者は互いに異なつた、否、対立する原理に基づくことを、あらかじめ明確にしておかなければならないと思います。これは、本日の報告のいわば前提的論点であります。

いずれも、途方もない巨大なテーマで、一介の憲法研究者の手に負えるものでないことは百も承知しております。けれども、研究の過程において、法とは何か、自由とは何か、自由を憲法で人権として保障するとは何を意味するか、自由は個人および社会にとってどのような意義ないし価値を有するか、また精神的活動の自由と経済的活動の自由はどの点においてどのように異なるか、そして、このような人権の保障が国家の統治機構とどのように関連するか等々、職業柄このような憲法の基本問題を考え続けてきたわけですが、そのつど、つねに意識せざるをえなかつたのは、右のような大問題でありました。

いつも行き詰まりの連続で、遺憾ながら未だ確固たる定見があるわけではありません。が、本日は、幸いにもこ

うして「金沢大学文系教員研究会」において報告の機会を与えられましたので、日頃考えていることを率直に披露し、経済学部および文学部の専門を異にする各位のお立場からも、ご批判・ご指導をいただき、何らかの定見に至りうることを願いながら、報告させていただく次第です。<sup>1)</sup>

一 原理を異にする二つの異なった秩序

——「組織的秩序 (corporate order)」と「自生的秩序 (spontaneous order)」

秩序という場合、われわれがまず想起するのは、例えば鼓笛隊のパレードや交響楽団の演奏のように、一人の指揮者のもとに、構成員全員が一糸乱れぬ行動をとる姿かと思われます。ここでは、予め人為的に作成された一定のルールないし決まりによって各メンバーの役割が厳格に定められており、指揮者の指令の下に自らの役割を整然と遂行する、そこでは勝手気儘な自由な行動は一切許されません。それによって、一つの秩序が形成されるわけです。それは、パレードや演奏というような一定の具体的な目的を達成するために、指揮者の指令のもとに一定の人為的なルールに従う組織ということができると思います。

基本的には同じような性格は、例えば、軍隊や警察にも見られるといえましよう。ただ、ここでは、組織の規模が拡大して、指揮系統も最高指令者から下位の指令者へと階層的なものとなるとともに、組織としての統一性を維持するために、指令に反する行動に対して厳しい制裁が結び付けられることになりました。かようにして、秩序が形成されるわけです。同じような階層的構造は、このような国家的組織だけでなく、例えば「企業」というように、私的領域においてもみられるところです。

このように我々の世界には、人間が一定の具体的な目的を達成するために意図して計画的に構築した人為的秩序

が存在することは明白ですが、しかし、それとは性質を全く異にするもう一つ別の種類の秩序も存在することに留意されねばなりません。M・ポラニーが、前者のような人為的秩序を「組織的（意図的）秩序（corporate order）」と呼び、それと「対立する原理に基づく、もう一つの別のタイプの秩序」として提示した「自生的秩序（spontaneous order）」が、それでありませす（「自発的」とか、「自然発生的」と訳されることもある）。水差しの水の例を挙げて、いわく。

水差しの中の水は、下に落ち着き、容器の空隙を完全に均等密度で満たし、自由表面をなす平面の高さまで盛り上がるが、これは、もしも重力と凝集の過程——これらがその原因である——が一瞬でも作動を拒否したら、人間の手では全く再現できないような完全な配列である。（中略・改行）この第二のタイプの秩序においては、個々の粒子（particles）に特に制約が課されるわけではない。容器の抵抗や重力といった外部からの力が完全に無差別的に効果を及ぼすだけである。かくて粒子は、相互の間に働いている内部の力に従うのであり、そして、結果として生じる秩序は、すべての内部のおよび外部の力との間の均衡を現わす（LUTINSKI 訳一九六頁。傍点筆者）。

さらに、水に含まれる物質の結晶の例をあげて、いわく。

半ダースもの異なった物質の分子が一緒にコップの中で熱湯に溶かれていたものが冷やされると、数分間で沈殿し、各物質がそれぞれ別に独自の結晶を形成する。各々の何百万という分子は、他と分離されて綺麗に別々の規則的な空間的堆積の中に積み上げられる。この達成の規模を評価するには、次のことを考えてみればよい。すなわち、それは、全地球を被うおなじみの層があったとして、それを色毎に選り分けて、細心に規則的に配列するようなものである。そうした課題は、全人類が取り掛かって何年もかかるであろう。だが、それと似た課題が数秒で、分子間に働く内部の力よって自生的に達成される。そうした分子内部の力に対して人間の力で肩代わりしてやろうとする試みが全く不適當であるのは、明白である。もしも分子が個々に積み上げられて適当な位置に置かれるの待つていなければならぬとすると、それらの分子を秩序づける責任を負った当局は、事実上、単にそれらが無秩序状態にあるよう余儀なくされるであろう。このことは、非常に多数

のもの、を細心に配列しなければならぬ場合、その達成は、別々の単位に特別に予定された位置を指定することによってではなく、ただ諸単位の自生的な相互調整によつてのみなされうということを示唆しているように思われる (LL, p. 155-6. 訳一九七頁。傍点筆者)。

ここに自生的秩序の特質が明確に示されていると思われませんが、「植物や動物の成長」も、そのような自生的秩序の事例、しかも「極度にデリケートで複雑」なものである。しかし、重要なことは、このような自生的秩序が、自然界に見られるだけでなく、社会においても存在するということである。M・ポラニーによると、「人間に自分のイニシヤティブで——ただし、彼ら全部に一般的に適用される法にのみ服すること〔を条件〕にして——互いに相互作用することを許すことによつて秩序が達成される時、われわれは、社会において自生的秩序のシステムをもつ」(LL, p. 159. 訳二〇一頁)。そして、その「最も巨大な事例——『見えざる手』によつて打ち立てられた秩序の原型」は、「市場システム (Marketing Systems)」すなわち「競争する個人の集合体に基づく経済生活のシステム」である (LL, p. 160. 訳二〇二頁)。

今ここで、M・ポラニーの論述に即して、「組織的 (意図的) 秩序 (corporate order)」と「自生的秩序 (spontaneous order)」の概念を提示しましたが、それというのも、それらを厳密に定式化した功績は、おそらくは誰よりもM・ポラニーに帰せられるべきものと考えられるからであります。現にハイエクを初め、多くの論者に重大な影響を及ぼしているからであります。因みに、M・ポラニーは、一八九一年ハンガリーでユダヤ系の家系に生まれ、『大転換 (The Great Transformation——The Political and Economic Origins of Our Time)』(吉沢英成他訳・東洋経済新報社・一九七五年)で著名なK・ポラニーの実弟で、彼自身は、医学を修めて第一次大戦に軍医として従軍する傍ら、物理・化学の研究を続け、後にドイツの研究所で、そして一九三三年にはヒットラー政権に反抗してイギリスに移りマンチェ

スター大学で物理・化学の分野において高い業績をあげ、ノーベル賞候補と目された第一級の科学者です。のみならず、一九三五年当時ソ連における科学の自由・自律性を否定する立場に強いショックを受けて、科学論をはじめ社会哲学の分野にも関心を向け、ついに戦後一九四八年(五七歳)に、大学のポストにおいても社会哲学の分野に転じ、「暗黙知 (tacit knowing)」の理論として有名な知識論・存在論を展開した稀有の才能をもつ科学者・哲学者であります。<sup>(3)</sup>

さて、話をもとにもどしますと、近代市民革命により、個人は国家以前に天賦の自然権、生命・自由・財産への権利をもつとされ、かかる権利は、近代憲法によって、国家権力によっても侵しえないものとして保障されるに至りました。各個人は、法的に互いに自由で平等な権利主体として、土地や身分に縛られることなく、他者の権利や自由を侵害しない限り、自ら幸福と思うところを自ら決定し、自己の知識と能力を用いてそれを追求することができ、そのような幸福追求の可能性にこそ「個人の尊厳」があるとされたのでした。それによって、資本主義的経済体制が可能となるとともに発展し、近代市民社会が出現しました。

近代市民社会は、何十万、何百万という自由な個人(私的団体も含む)を主体として、経済市場における「価格」をシグナルとして相互に自己調整することによって成り立つ社会です。A・スミスがこのような自己相互調整システムを「見えざる手」として表現したことは余りに有名ですが、これこそ、まさに、ポラニーのいうように、「自生的秩序」の巨大な事例といえましょう。彼によりますと、「自生的秩序」は、その多数の構成主体がすべて一定の普遍的なルールに従うことを条件として、各主体に自発的な行動の自由を認め、その相互の自己調整によって成り立つ「多中心的秩序 (polycentric order)」(L.p.171 訳二二五頁)です。それは、「組織的(意図的)秩序」が、ある具体的な目的達成のために、その構成主体に積極的行為を指令し、自由を制限・否定するところの、最高指揮者を頂点とする階層的な「一極中心的」な人為的秩序であるのと対比すれば、それとは全く異なった、否、対立する原

図1 「組織的秩序」と「自生的秩序」の区別

(秩序の種類)	「組織的秩序」	「自生的秩序」
(秩序構成原理)	指令 (自由の制限)	自由な相互調整 (自由の承認)
(性格)	一極中心的な設計秩序	多中心的な自然発生的秩序
(名称)	タクシス (taxis)	コスモス (cosmos)
(支えるルール)	テシス (thesis)	ノモス (nomos)
(原理の相互関係)	相互対立的・排他的	

理に基づくことが知られます。

一九七四年にノーベル賞を受賞した経済学者・社会哲学者ハイエクの理論に即していいますと、最初に述べましたように、それは、人間の意思や行為から独立して存在しているという意味で「自然的 (natural, *physis*)」な現象ではないが、そうかといって人間が意図して計画的に創出したという意味で「作為的 (artificial, *thesis*)」な現象でもなく、いわばその中間にあつて、人間の行為の結果として生成した第三の範疇としての「自生的秩序」、コスモス (*cosmos*) である (LLL I, p.20ff 訳三〇頁以下、p.35ff 訳四八頁、LLL III, p.15ff 訳二二六頁以下；NS, p.253 訳一〇七頁；FC, p.143f)。そして、その成立・維持・発展を支える基本条件が、一般的・抽象的・平等普遍的なルール、ハイエク的にいえば、ノモス (*nomos*) である。それもまた歴史的に成長した「承認された正しい (正義に合った) 行動のルール」であつて、個人に具体的な行動を積極的に命じるのではなく、万人に対して何をしてはならないかを消極的に命じる一般的・抽象的・普遍的なルールである (LLL I, p.94ff 訳二二三頁以下、LLL III, p.109ff 訳一五三頁以下)。ハイエクは、「人間はルールに従う動物である」(LLL I, p.11 訳一九頁) といいますが、このようなノモスに従うことを条件として、その行為の結果として成長してきたのが、「自生的秩序」であります。ハイエクは、ボラニーのいう「組織的秩序 (*corporate order*)」を設計主義的な「組織 (*organization*)」すなわち「タクシス (*taxis*)」と呼び (LLL I, p.35 訳四八頁以下)、そこで支配する人為的な組織のルールを、「テシス (*thesis*)」と呼びますが (LLL I, p.124ff 訳一五九頁以下)、(ここ)にも、自生的秩序としてのコスモスとノ



モスとの根本的な対立が鮮やかに描かれているといえましょう。<sup>(4)</sup>ハイエクがこのようにギリシャ語を用いて区別するのは、今日では用語が混乱し、それらを的確に示しえないことを理由とするのですが、両者の原理的相違を圖表化すれば(図1)、次のようになるかと思ひます。<sup>(5)</sup>

近代市民社会は、それ以前の村落的不いし部族的な共同体の如く、個人相互の間の血縁や地縁関係等による親密な共同体意識や感情に基づく秩序ではない。それは、知りもしない多数の自由な主体の間で、相互の分業と交換における自己調整によって成り立つ社会、この意味で、アダム・スミスのいう「大社会 (Great Society)」であり、ポパー流にいえば「開かれた社会 (Open Society)」<sup>(7)</sup>であります。それは、その内に、無数の「組織」を含み、政府(国家)という特殊な最大の組織をも包括する、固有の意味における「社会」といえましょう。ハイエクは、それを、「包括的な自生的秩序」、「自生的全体秩序」と位置づけ、そこにはまた、「無数の別の自生的下位社会あるいは部分社会」が包摂されていることを示唆しています (TITM, 訳一六二—三頁)。

かかる見地から、政府の役割をみるとどうなるか。まず第一は、かかる「大社会」を支える大黒柱たる一般的・抽象的・普遍平等的な法(ノモス)を施行し (enforce)、維持・調整することにあります。「司法」と固有の意味の立法、すなわち「ノモスの調整としての立法」が、それにあたります。そして、第二に、自生的な市場経済秩序によっては作り出せない特定の財やサービス、すなわち国防や警察、港湾・道路等の「公共財」を市民に提供すること、第三に、病気や身体障害あるいは失業等により市場経済秩序においてプレイヤーとして活動し得ない人や老齢等によりリタイアした人達たちにも、人間たるに値する生活を保障することであるといえるでしょう。「行政」とその根拠たる「テシスの定立としの立法」が、それであります。そのうち第二は、自由国家的なそれ、第三は、社会国家的なそれといつてもいいでしょう。

したがって、近代憲法の基本原理たる「法の支配」にいう「法」とは、このような「大社会」における一般的・

抽象的・普遍平等的な法（ノモス）を意味し、その「法の支配」とは、かかる一般的・抽象的・普遍平等的な法によつて「政府」（国家）の権力を縛ること、すなわち、政治権力の濫用から個人の自由を確保するために、一般的・抽象的・普遍平等的な法の施行以外に原則として政府が強制力を使用することを禁止すること、そして政府の第二および第三の任務遂行をも厳格にノモスの統制下におくことを意味します。したがつて、このような一般的・抽象的・普遍平等的な法 $\parallel$ ノモスとは、まさに「自由の法」を意味します。それ故、自由は「放縱」とは異なり、ノモスにおける自由、ノモスを基本条件とする自由であります。この意味で、自由主義は、いわゆる「自由放任（レツセ・フェール）」ではありません。どこまでも厳格にノモスの支配のもとに立つものだからです。

いうまでもなく、ここに「個人の自由」とは、恣意的な強制からの自由、殊に国家の恣意的強制からの自由、この意味で消極的自由であります。それ故、社会国家原理に基づく政府の第三の任務もまた、「法（ノモス）の支配」のもとに立ち、自由国家原理と両立する限りにおいてのみ認められるべきことになります。その両立を担保する規準が、日本国憲法に即していえば、「健康で文化的な最低限度」（二五条一項参照）という規準ですが、それを超えて行われる場合は、必然的に恣意的なものにならざるをえない。なぜなら、それを超える場合には、もはや何らの客観的規準もなく、ノモスに反して普遍化不可能であり、恣意的規準の下に、ある特定の人の上に利益を付与することにならざるをえないからであります。今日、それは、福祉国家や社会的正義という美名に隠れて広く行なわれがちな現象ですが、かかる基準なき国家的配慮は、一方では選挙をして特殊利益と投票との一大取引所に交質せしめる「取引民主主義」を、延いては「全体主義的民主主義」もたらす危険を内蔵するとともに、他方では、社会保障制度全体を国家の恣意的な権力体系へと変貌せしめ、延いては、それに精通する官僚の技術的裁量に委ねる巨大な「官僚扶養国家」を生み出すことになりましょう。

このような見地から、政府・国家をみるとき、その役割はいかに重大であれ、また今日、その役割が飛躍的に増

大しているとはいえ、構造的には、どこまでも計画的人為的な組織として、「大社会」という自生的秩序、コスモスの上に成り立つ表層、薄い皮膜にすぎない、といわなくてはなりません。それを創出する人間の「理性」そのものが、自生的秩序の所産であつて、その逆ではないからであります（*LLI II, p. 168* 訳三二頁以下）。

にもかかわらず、今日もなお、「秩序」といえば、通例、人間の理性によつて計画的に構築された人為的な「組織」、「組織的（意図的）秩序（corporeal order）」のみが念頭に置かれ、それと全く別の「自生的秩序」が存することが自覚されることが殆どない。よし自覚されることがあつても、それは、たかだか偶然のもの、非理性的で不合理なもの、理性によつて計画的に創られたものよりも一段劣つたもの、したがつて、理性による計画化によつて改造され、合理化されるべきもの、やがては、克服され排除されるべきものと考えられがちであります。

ハイエクによれば、それは、古来より、哲学が「自然」と「作為」の二元論に立ち、その中間にある「第三の範疇」が意識されなかつたからである。それを明確な形で発見したのは、歴史的には比較的新しく、ヒューム、A・スミスに代表されるスコットランド啓蒙思想であるが、しかるに、今日もなお、社会哲学においても二元論が支配し、第三の範疇、「自生的秩序」の根源的意義が十分に理解されていない。

しかるに、第三の範疇、「自生的秩序」の根源的意義を正面から認める三分論に立てば、「経済」の地位は、逆転いたします。というのは、経済の概念は、「家政」を原意とする人間の意図的・計画的な経済活動たる「オイコス」という概念と、「自生的秩序」たる市場としての「カタラクシー（*caulaxy*）」という概念に分解され（*LLI II, p. 107ff.* 訳一五〇頁以下）、そして、後者を中心として広がる大社会（「包括的自生的秩序ないし自生的全体秩序」というコスモスのなかに、アリストテレス以来の二分論の哲学において人為の最上級におかれたいた公的な「ポリス」もまた、私的な「オイコス」とともに、いわば表層的な「組織的秩序」として包摂されることになるからである（*LLI II, p. 48* 訳六二―四頁）。図解すれば、次のようになりましょう（図2および図3・4参照）。

図2 哲学的発想方法

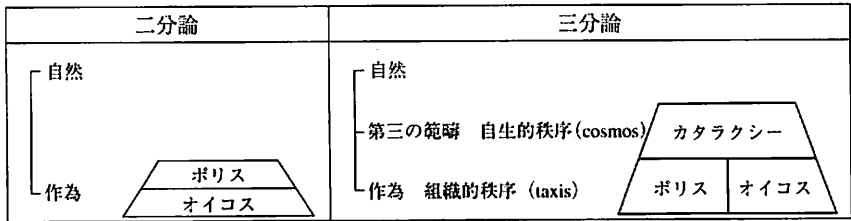


図3 「アリストテレス→ロールズ図式」<sup>⑧</sup>

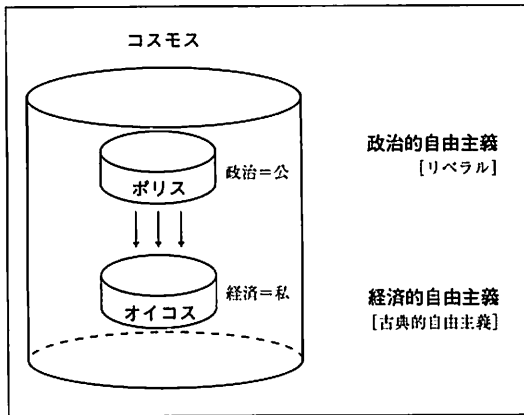
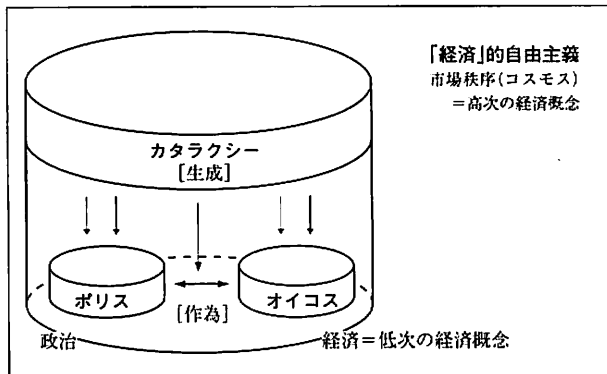


図4 「ヒューム→ハイエク図式」<sup>⑨</sup>



## 二二つの自生的秩序

### ——市場システムと知的秩序のシステム——

#### 一 精神界における自生的秩序——知的秩序のシステム

以上、われわれは、社会の「秩序」には、「組織的（意図的）秩序（*corporate order*）」と「自生的秩序（*spontaneous order*）」という全く原理を異にする、否、相対立する原理に基づく秩序の存すること、後者の代表例が「市場秩序」であること、それがコスモスとして「大社会」全体の基層をなし、政府といえども、構造的には前者として、その表層に浮かぶ薄い皮膜にすぎないのではないか、ということをお話いたしました。

そこでは、自生的秩序として、経済市場秩序が中心に置かれておりますが、はたしてそれだけであろうか。別の領域に、もう一つの巨大な自生的秩序が存在するのではないか。経済市場が、人間の生物学的存在、物質的要求に根ざす活動領域だとすれば、人間の人格的存在、精神的必要に根ざす活動領域も、その根源において自生的秩序により成り立つのではないか。この両者がいま一つ、人間社会全体のコスモスが形成されているのではないか。これが、私の憲法学の基本的な思想、いわば仮説であります。本日お話ししたいポイントも、まさにここにあります。

先にボラニーが、市場システムを「自生的秩序」の「最も巨大な事例」「原型」としていることについて言及いたしました。彼は、市場システムにとどまらず、さらに、「知的秩序のシステム（*Systems of Intellectual Order*）」もまた自生的秩序の性格をもつとしております（*LLp.162*、訳二〇四頁以下）。ここに彼の自生的秩序論の大きな特質があります。そこで特に論じられているのは、二つの「知的秩序のシステム」です。一つは、（司法権の独立のもとで）裁判官が、一方では膨大な法令や先例を参照し、他方では世論の動向を勘案し、それらとの相互調整を図りつつ具体的事件を解決しようとする判決の作成と、そのような判決の集積よりなる判例法の形成という「司法システ

ム」であります。いま一つは、学問の自由の保障のもとに研究者たちが相互の知識を自主的・自律的に相互調整することによって真理を探索し発見する「科学」のシステム、「探求者たちの社会」(TD, p. 53 訳八五頁)であります。しかし、自生的秩序としての「知的秩序のシステム」は、これらに限定されるわけではない。それは、さらに、人間の思想の全体、あらゆる文化領域全体に広がります。それを彼は、次のように論じます。

法と科学は、社会における多くの知的領域のうちの二つにすぎない。精神の他の活動は、どれも法的および科学的思考のような精密なシステムを形成しないが、それでもすべて、個々の貢献者の相互に調整された努力によって栄えるという点では同様である。かくて、話し言葉と書き言葉は、それを通じて相互にコミュニケーションする個々人よって発展する。文学や絵画的・音声的ないろいろな芸術、医学・農業・工業・種々の技術的サービスを含めた工芸、宗教的・社会的・政治的思想の全体系、これらすべては、そしてまたその他の多くの人間文化の領域も、先に科学と法について述べたのと同じような自生的秩序の方法によって育成される。これらの領域の各々は、すべての人がアクセス可能な共通の遺産を表すが、これに對して各世代の創造的個人は革新を提案することによって応答し、そして、もしこの革新が受容されるならば、それは共通の遺産に同化され、来るべき諸世代のための案内として受け継がれるのである (All, p. 165 訳二〇八頁。傍点筆者)。

そこで論じられている「司法システム」は、司法権の理解として極めて重要な意義をもつと考えますが、それは統治機構の特殊な一部門としての司法権の理解の問題でありますから、とりあえずここではそれを別にしたいと思えます。が、いずれにせよ、私がここで注目したいのは、人間の物質的領域だけでなく、精神的領域においてもまた、「知的秩序のシステム」が自生的秩序としての性格をもつことが論じられていることあります。人間の思想の全体、あらゆる文化領域全体がすべて、「科学」の領域のように、「精密なシステム」をなすものではない。しかし、かかる文化の諸領域もまた、「自生的秩序の方法」によって育成され、その意味で、いわば知的自生的秩序と

しての性格をもつというのです。

そうだといたしますと、人間の生物学的存在・物質的領域のみならず、人間の人格的存在・精神的領域もまた、その根源において自生的秩序より成り立ち、この両者があいまって、人間社会全体のコスモスを形成しているということになりましょう。

このような見地から現代社会を私なりにイメージすれば、次のようになるかと思えます。すなわち、現代では、何百万・何千万、さらには何億もの個人を主体（私的団体も含む）とする「多中心的」な、相互の自己調整によって自生的な秩序が形成される。それは、人間の生物学的存在、物質的領域において、経済的自由の保障（財産権の保障、居住・移転および職業選択の自由）のうえに成り立つ財とサービスの経済市場秩序である。しかし、それだけではない。思想・良心の自由とそれを基礎とする表現の自由が保障されることによって、知識・情報の自由な流通において知的な自生的秩序がもたらされ、それは文化の各領域に広がる。文明の発展にとつて特に重要なのは科学であるが、ここでは学問の自由の保障により研究者たちの間で知的な情報の相互の自己調整によって自生的な「知的秩序のシステム」が形成される。かようにして、人格的存在、精神的領域もまた、知的な自生的秩序のシステムによって成り立つのである。そして、これらによって、各人は、物質的・精神的の両面において、限られた自己の知識の限界を超えて、見も知らずの無数の他者の知識を利用することができ、大きな成果をうることが可能となる。「自由な法」は、かかる可能性を支え、物質的・精神的の両面においてそれを最大限保障するものである。

問題は、二つの自生的秩序が、それぞれ、どのような特質をもち、いかなる関係にあるかということであり、そこで、次にこの点について少しく考察したいと思います。

## 二 二つの自生的秩序の相違と特質

「市場システム」という物質面における自生的秩序と「知的秩序のシステム」という精神面における自生的秩序は、それぞれどのような特質を有するか。それらは、ともに自生的秩序として、その形成原理を同じくすることはいうまでもないが、しかし、両者は、その基盤とする生活世界の違い（物質的世界／精神的世界）に応じて、自生的秩序形成の方法、すなわち、多数の個人の相互調整の態様と相互調整ないし流通の対象が異なるように思われる。以下、少しく検討しよう。

### (一) 相互調整の態様 (modes) の相違

自生的秩序は、一定の普遍的ルールを与件としつつ自由に行動する「多中心的」な主体間の相互調整によって生成するが、その調整の態様は、ポラニーによれば、三種ある。「競争 (competition)」「協議 (consultation)」「説得 (persuasion)」が、それでありませう。自由市場経済秩序が「競争」的調整によることは、よく知られておりますが、「知的秩序のシステム」の場合には、必ずしもそうではない。ポラニーによれば、そこではまず、「協議」的調整が働く。科学を例にして、いわく。

発見を追求するどの科学者も、その時点までの科学の成果および他の全科学者の意見と対決しなければならない。それらは、教科書や、もつと最近の業績については経常的な刊行物ないし公的討論に要約されている。科学者は、自らの問題設定において、その問題の追求と結論への到達の仕方において、承認された科学的方法に、適当と思われる個人的な変形を加えつつ、従う (LL, p. 163 訳二〇五頁)。

この論述よりすれば、「協議」的調整とは、科学者が、自らの問題設定やその追求・結論への到達の方法を決定



するにあたって、これまでの科学の全業績や全科学者の見解と対決するなかで、權威ある承認された科学的方法(科学の伝統)に服しながらも、主体的な工夫を加え、それらと調整をはかることを意味するであろう。「科学者は、問題と格闘しつつ、以前に確立された膨大な知識を前提として受け入れ、科学の諸規準の案内に服する一方、現代の科学の世論の全動向をも考慮に入れるが、そのときの仕方において科学者は、判例と成文法を参照し、それを現在の思潮に照らして解釈する裁判官に似ている」。このような「最初の調整方法は、裁判官にも科学者にも共通で、それは協議の過程である。法や科学の調和的な成長は、法や科学の動態的システムがそれによって維持される協議的、的行為に由来する」(LLP, 164 訳二〇六—七頁。傍点筆者)。

しかし、それだけでない。科学者が自らの研究結果に確信がもてるようになると、他の科学者に受容を要求して、逸早く発表しようとする。この行動様式は、ビジネスマンに近い。

ビジネスマンの間の相互の調整は、主として個別の利益追求によって導かれるが、いま見たように、同じことは修正した形で、科学の作業のある重要な側面にも妥当する。この両者に見られるのは競争的調整で、それは、それが作動するときはいつでも、生産を最大化し、費用を極小化する傾向がある。「協議」が科学の体系的成長を保証するのに対して、科学生活に働く競争的力は、発見の追求に使われる知的能力および物的資源の両者の最も経済的な利用をもたらし傾向がある (LLP, 164 訳二〇七頁。傍点筆者)。

科学者の真理を追究する営為には、さらに、もう一つの調整方法が付け加わる。「説得的相互調整がそれである。

科学的主張が確認されたものとして科学に受け入れられる前に公開討論の篩に掛けられる。この公開討論も相互調整の過程であるが、しかし、協議的でも競争的でもない。このタイプの調整の例を挙げれば、二人の対立する法律顧問(弁護士)

が陪審員を説得して自分の側に付けようとしている場合がこれにあたる。そうした種類の討論がもっと大きい集団で行われるときには、各参加者は、前に出された議論に照らして自分の議論を調整し、かくして、一件に関する異なった相互に排他的な側面がすべて相互に顕示され、公衆は遂には一つ(ないし幾つか)を容納し、他を拒絶するよう説得されるようになる。

この結果が得られる論争に参加する人々は、自生的秩序のシステムの中で協同しているといってもよいであろう。このタイプの相互調整は競争に似ているが、それは、いろいろな個人が相互に排他的な利益を得ようとする競争の演じる役割という点においてである。しかし、真剣かつ公正な論争においては、参加者は、何よりもまず真理を提示し、それに依拠して誤りの克服を狙っている。それ故、真剣かつ公正な論争に含まれる相互調整は、説得に基づく自生的秩序のシステムとして、他と別個に分類されるべきものだとは私は示唆したい。かくて、科学活動の相互調整は、三つの相互作用の方法のすべてを含むことが知られる。すなわち、第一に協議であり、第二に重要なのは競争であり、そして第三は説得である (L.L. p.153 訳二〇七—八頁。傍点筆者)。

一般に憲法学上、「学問の自由」は、内面的精神活動としての「学問研究の自由」および外面的精神活動として「研究成果発表の自由」を、さらには、「教授の自由」も含むものと解されている。このような見地からみれば、右のポラニーのいう①「協議」的調整は、内面的精神活動としての「学問研究の自由」のレベルで、また研究が「科学の伝統」に服する以上、それをおよそ可能にする「教授の自由」のレベルで妥当し、②「競争」的調整は、外面的精神活動としての「研究成果発表の自由」のまさに発表段階のレベルで、そして③「説得」的調整は、同じく「研究成果発表の自由」における受容の段階のレベルで、妥当するとみることができるのであろう。いずれにせよ、科学の「探求者たちの社会」が、このような三つの方法による相互調整による知的な自生的秩序とされていることは、まことに興味深い<sup>(10)</sup>のみならず、重要な帰結を示唆している。

ここで重要な帰結というのは、「学問の自由」が、基本権として単に個人に学問の自由という主観的権利を保障しているだけでなく、自由な社会秩序形成の客観的な構成原理としての意味をも有するということである。それは、

知的な自生的秩序形成の基本的条件となっているのである。しかも、それは、ポラニーによれば、単に「科学」の領域にのみ限定されるわけでない。芸術、工芸をはじめ思想の全体系、ひろく文化の諸領域全般に及ぶのである。

このようにみれば、憲法上、単に「学問の自由」だけでなく、「信教の自由」、そしてそれらの一般規定たる「思想・良心の自由」、さらにはそれらの外部への表出にかかる「表現の自由」「集会・結社の自由」、まとめていえば、精神活動の自由に関する全規定は、単に基本権として個人に精神活動の自由を保障するだけでなく、自由な社会秩序そのものの構成原理としての意義ないし価値をもつということになりましょう。知的な自生的秩序形成の客観的原理としての意義であります。ポラニーが、自由を「私的自由」と「公的自由」に区別し、自生的秩序形成の条件となるもののみを「公的自由」としているのは（LL.p.157f.訳一九九頁以下、p.192f.訳一三八頁以下）、このようなことも示唆しているように思えます。

われわれは以上、人間の人格的存在、精神的必要に根ざす活動領域もまた、その根源において自生的秩序により成り立つのではないか、ということポラニーの見解に即して考察してきましたが、この点についてハイエクの見解はどうであろうか。

ハイエクが、市場秩序を中心に成り立つ「大社会」、社会全体を、「包括的な自生的秩序」「自生的全体秩序」と呼んでいることは先に言及しましたが、そこに示唆されているように、かかる全体秩序は、ポラニーのいう「知的秩序のシステム」を含むことは疑いない。しかし、それが何であるかについては、ハイエクの立場は必ずしも明確ではありません。彼は、人間の無知から出発し、それによって自由を基礎づけようとしています（*CA* 訳 I 四七頁以下、LL I p.11ff.訳 I 二〇頁以下）。人間は無知である。神のように全知・全能ではない。身近な限られた知識しか持たない存在である。かかる限られた無知の存在である人間が集まって社会をなすとき、社会は、いかにして文化を、そして文明を發展させることができるか。各人は、その限られた知識を万人と自由に交換し、相互に自己の目的に

利用することによって、各人に分散された限られた知識を結集する他ない。かようにして、人間の行為の結果として、歴史の進化の中で淘汰を経て蓄積され発展してきたのが、伝統であり、文化であり、文明であった。

その際、自由は、経済的活動の自由（財産権の保障、居住・移転の自由、職業選択の自由）に限定されているわけではない。信仰の自由、学問研究の自由、広く思想および良心の自由という内面的精神活動の自由やその外部への表出としての表現の自由、集会・結社の自由という外面的精神活動の自由も、当然に含められている。ハイエクは、後者をひろく「思想の自由 (freedom of thought) なくし」「知的自由 (intellectual liberty)」、前者をそれと区別して「行為の自由 (freedom of action) なくし」「行為することの自由 (liberty of doing)」と呼び、前者に劣らず、後者の重要性を強調するのである (CL p.324 訳一五二頁以下)。そこには、へ自由は全体として一体不可分な統一的原理である」という「自由の原理」が存するのはいうまでもないが (RS p.107 訳八頁以下、CL p.68 訳一〇一頁)、私にとって特に興味深いのは、「自由主義」という論稿（一九七三年）の「知的自由と物質的自由 (Intellectual and material freedom)」という項目において、自由主義の「中心的信念」を次のように論じている点であります。

すべての自由主義の公準の源泉といってよい中心的信念は、社会的諸問題のすぐれた解決が期待できるのは、誰かの所与の知識の応用にたよるのでなしに、よりすぐれた知識の発生を期待できる個人間の意見交換を奨励し推し進める場合だ、ということである。真理の発見を、少なくとも達成の可能な真理への最上の接近を、容易ならしめると思われるのは、さまざまな経験から引き出された異なる意見をもった人々の討論と相互批判である。個人の意見の自由が要求されるのは、まさに、各個人は間違いをしがちと考えられたからであり、最上の知識の発見は、自由な討論が保証するすべての信念の継続的検証からのみ期待できたからである。あるいは、違った言い方をすれば、真理に向かう前進的發展が期待されたのは、個人の理性の力能（それを真の自由主義者は信頼しなかった）からというよりむしろ、個人間の討論と批判の過程の結果からであった。個人の理性と知識の成長でさえ、個人の右の過程の一部である限りにも可能とみなされるのである (NS,

p.148 訳一四七—八頁)。

ここで述べられていることは、いわゆる「思想の自由市場 (free market (place) of ideas)」<sup>(1)</sup> という概念によって論じられていることと趣旨を同じくすることは、多言を要しなからずありましよう。違いがあるとすれば、右引用の末尾に示されているように、人間の理性に対する絶対視への警戒であろう。しかし、重要なのは、ここでは、実は、「討論と相互批判」「自由な討論が保証するすべての信念の継続的検証」「個人間の討論と批判の過程」とあるように、ポラニー流にいえば、「説得」的調整が念頭におかれているのである。にもかかわらず、ハイエクは、かかる相互調整のあり方をも、「競争」と呼ぶ。

知的自由を擁護するすべての議論はまた、ものごとを行う自由、行為の自由を支持する議論にもあてはまる。知的成長を生み出す意見の相違をもたらす多種多様な経験は、今度は、異なる環境のもとで異なった人々が行う異なる行為の結果である。知的領域においても物質的領域と同じく、競争は人間の目的追求にとって最上の道の発見に導く最も効果的な発見方法である。ひじょうに多数の異なる行動様式を試みることでできるときにだけ、極めて多種多様な個人の経験、知識および技能が存在するのであって、その結果、最もうまく行ったものを継続的に選びとれば確実な進歩へと至るのである。行為は、社会過程としての知識の発展が基礎をおいている、個人の知識の主要源泉であるから、行為の自由の要求は、意見の自由の要求と同じほど強力なのである。そして、分業と市場を基礎とする近代社会では、大部分の新しい形態の行為は、経済の分野で生ずる (NS, p.148-9, 訳二四九頁、傍点筆者)。

ここでは、「知的自由」の発展原理と経済活動に関わる「行為の自由」の発展原理とが、いわば並行関係におかれ、両者の領域において、「競争」こそ、「人間の目的追求にとって最上の道の発見に導く最も効果的な発見方法」だとされる。しかしながら、同じ「競争」といっても、その意味が異なるのではないか。すなわち、知的自由の領

域における「競争」とは、経済市場における「競争」とは異なり、ポラニー流にいえば、重点は「説得」(とその前提としての「協議」)にあり、「説得」的調整こそ、知的自由の主たる発展原理であり、方法であるといえよう。先に見たように、ハイエク自身、知的自由の主たる発展原理として、そのようなものを念頭においているのである。このようにみれば、「思想の自由市場」という用語は、「経済の自由市場」との類比を想起せしめる点において誤導的であり、この意味において、「両者の調整原理を「競争」という同じ概念で括ることは、避けるべきであろう。<sup>(12)</sup>

とまれ、ハイエクのこのような考え方を推し進めていけば、物質的領域に自生的秩序が成り立つのと同様に、知的領域においても自生的秩序が成り立つことになろう。にもかかわらず、ハイエクが、市場秩序を基本に据えて自生的秩序論を展開しているのは、先に指摘したように、経済学から出発したという学問上の出自にも関係するであろう。「知的自由と物質的自由」という項目が、次の一文によって閉じられているのも、そのことをあらわしているように思われる。

重要性では小さいといわれることの多い経済領域での行為の自由が、事実上、精神の自由と同じほど重要であるのはなぜかといういまひとつの理由がなお存在する。人間の行為の目的を選択するのは精神だとしても、その目的の実現は必要な手段の入手可能性次第であるし、手段を支配する経済統制は目的をも支配するのである。印刷手段が政府の統制下にあるとすれば報道の自由はありえないし、必要な空間が政府によって支配されるとすれば集会の自由はない。輸送手段が政府が独占していれば移動の自由はない、等々。すべての目的により十分な量の手段を提供するという空しい希望を抱いてしばしばひきおこされる、政府による全経済活動の管理が、個人の追求できる目的の厳しい規制を必ずひきおこしてきたのはなぜか、これがその理由である。生活の物質的部分の統制が、政府に知的生活の広汎な支配力を与えたということが、二〇世紀の政治的發展の、つまり私たちが全体主義体制と呼ぶようになったもの、たぶん最も重要な教訓である。私たちが追求する目的の選択を可能ならしめるのは、手段を供給するために設けられた異なる独立の組織が数多く存することなのである (NS, p.149, 訳二四九—二五〇頁。傍点筆者)。

(二) 調整ないし流通の対象の相違

経済市場において流通するのは、商品であり、その反対給付の流れとしての貨幣である。食糧であれば食欲を満たし、衣服であれば暖かく、住宅であれば居心地がよい。われわれは、それを貨幣によって手に入れ、衣食住の物質的要求を満たすことができる。そして、商品の価格は、市場経済における需要と供給の均衡によって定まる。価格をシグナルとし、各人の相互の自発的な相互調整により市場という自生的秩序が生成するが、その際、かかる自己調整の方法は、「競争」である。

これに対して、知的・精神的領域において、コミュニケーションとして流通するのは、情報である。「情報」という語は、いろいろな意味で用いられるが、「物質ないしエネルギーが示すパターン」という意味で用いるならば、それは、個人の思想や感情、事実についての知識等が、一定の記号によってパターン化されたもの、メッセージを意味するであろう。<sup>(13)</sup> 例えば、活字メディア、書物を例にとろう。書物は一定の物体であつて、燃やせば熱を出すと、いうように一定のエネルギーを有する。しかし、通例、われわれはそれを食べないし、身につけたり暖をとるために買うわけではないし、積み重ねて住居の一部にするわけでもない。書物の価値は、紙の上にインクによって刻印されたパターンにある。かかるパターンとしての情報が流通するのである。より正確にいえば、本という物体とともに、そこに表示された情報が流通するのである。われわれは、視覚を通じて、そのパターン（言語や図式）の意味を再現し、解釈し、新たに他者の知識を獲得する。それは、我々の生物的要求を満たすための物質的活動ではなく、どこまでも精神的現象にかかわるものである。

したがって、それは、食料品のように、それを食べて物質的要求を満たすものではないし、またそれが有害物である場合にも、われわれの身体に直接に害を及ぼすものでもない。このようなことは、当たり前のもので、特に述べるまでもないことであろう。しかし、このような両者の本質的相違は、例えば、それらの自由の限界の相違、す

図式5 二つの自生的秩序とその特質

(生活世界)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">物質的世界 (物質界)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">人間の生活世界</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">精神的世界 (精神界)</div> </div>	
(生活世界の区別)		
(自生的秩序の型)	経済市場システム (コスモスとしての経済) (=カタラクシー)	知的秩序のシステム 例：探求者たちの社会=科学共同体 ：判例法形成の司法システム ⇒ 広く文化諸領域の全般
(活動の種類)	経済的活動	精神的活動(知的活動)
(自由の種類) (普遍的ルール)	経済的活動の自由 居住・移転の自由(憲法22条) 職業選択の自由(憲法22条) 財産権の保障(憲法29条)	精神的活動の自由 内面的精神活動の自由 思想・良心の自由(憲法19条) 信教の自由(憲法20条) 学問の自由(憲法23条) 外面的精神活動の自由 表現の自由(憲法21条) 集会・結社の自由(憲法21条)
(相互調整の態様)	競争 (competition)	協議 (consultation) 競争 (competition) 説得 (persuasion)
(流通の対象)	商品⇄貨幣 (商品の自由市場)	情報(物質・エネルギーの示すパターン) (「思想の自由市場」)

なわちそれに対する規制の許容限度の相違としてあらわれるが、ここで特に注目したのは、それが右に述べた相互調整の方法と密接に関係しているのではないかとということである。

以上、本節において、われわれの人間の生活世界は、その基層において、その構成員すべてが一定の普遍的ルールに従うことを条件にして、構成員の相互の自由な活動による自己調整によって生成する「自生的秩序」としての性質をもつこと、それは、よく知られるように、物質的・経済的領域に「市場システム」として存在するだけでなく、精神的・知的領域においても「知的秩序のシステム」として存すること、そして、それぞれの成立条件となる自由とそれに関する普遍的ルールが異なり、また相互調整の態様およびそこでの流通の対象ないし媒体が相違することを述べた。これを図式化すれば(図5)、次のようになる。



### 三 市場システムと知的秩序のシステムの関係

われわれの社会が、物質面においては市場秩序、精神面においては知的秩序というように、いずれもが、その根底・基層において自生的秩序より成り立つとすれば、両者はどのように関係するのであるか。

もし、両者の関係を、その成立の基本条件としての自由の保障の側面から、すなわち憲法の人権ないし基本権規定という一般的・抽象的・平等普遍的なルールによる個人の主観的権利の保障という面から考えることができるならば、経済的自由権と精神的自由権の関係如何という問題になりましょう。憲法学では、今日、違憲審査の基準として、いわゆる「二重の基準論」が有力ですので、ここでは、それとの関係で少しく検討したいと思います。

「二重の基準論」とは、精神的自由、とりわけ表現の自由は、人権のカタログにおいて「優越的地位」を占め、したがって、それを規制する立法は、経済的自由の規制立法に対する違憲審査基準として妥当する「合理性」の基準に比して、より厳格な基準によつて審査しなければならない、という理論です。その「優越的地位」の論拠づけにもいろいろあつて、表現の自由は民主主義的政治過程に不可欠のものだからという民主主義の強調や、立法院と司法院の機能的権限分配を論拠するもの、また、思想・表現の自由は、その価値自身において、人権の価値体系のなかで経済的自由に優位するのだ、というような価値論を論拠するものなど、いろいろあります（それぞれは必ずしも排他的でなく、特に前二者は組み合わせられて論拠とされることが多い）。判例にも「二重の基準論」を示唆するとされるものがあります<sup>16)</sup>が、肝腎の精神的自由権の領域でそれに言及したものは未だありません。

この「二重の基準論」について、私は、かねてより反対の立場をとつております。といいますのは、先にちよつと示唆しましたように、ハイエクをはじめ真の自由主義者はすべて「自由は一体不可分の統一的原理である（しかも最高の原理である）」との立場を堅持しておりますが、かかる立場からいたしますと、自由を精神的自由と経済的

自由に分離して考えることはできないし、またいずれが優越的地位にあるかという論議は無用なものと考えるからであります。一方がなければ他方はなく、一方が否定されれば、他方もない。このことは、歴史に徴しても明らかであります。しかし、誤解のないようにあえて申し上げますと、精神的自由の「優越的地位」を必ずしも否定するわけではありません。もしそういうなら、経済的自由も、それに劣らず「優越的地位」をもつものと考えなければならぬ、ということですよ。なぜそう考えなくてはならないか。他でもありません、ここでは、まさに、自由な社会の基層である「自生的秩序」が問題となつていてと考えるからであります。<sup>17)</sup>

しかるに、「二重の基準」論は、伝統的な「自然」と「作為」の二分論に立って、「自生的秩序」の観念を知りません。よし、そういうものがあつたとしても、先に示唆いたしましたように、単に偶然的なもの、非理性的で不合理的なもの、あるいは恣意的で非倫理的・不道德のもの、そして人間の理性（理論理性および実践理性）の力によって改造されるべき一段劣つたもの、やがては、理性による計画化によって超克され、排除されるべきものでしかありません。このことは、そこで「経済的活動の自由」といわれる場合、殆ど専ら意図的・計画的な「家政」（国家的規模になれば「財政」）を意味する「オイコス」という意味での経済が念頭に置かれていることに、はつきりと現われているように思えます。もとより、「市場」についても語られます。しかし、それが、「カタラクシー」というコスモスという意味で理解されることは殆どありません。人間の私利私欲に満ち満ちた「欲望の体系」、競争という弱肉強食の法則が支配する非倫理的・不道德なシステムという理解、せいぜいのところ、「オイコス」の延長というイメージです。そうなれば、私的な「オイコス」が、それよりも一段高いところに位置する公的な「ポリス」、政治による支配の対象となることには、何の問題もありません。むしろ、「経済的」自由は、「社会国家」「社会的正義」実現のために、高次の理性の力によって計画的に改造されるべきものとなりましょう。それ故、「経済的」自由が、「精神的」自由に劣位するものと位置づけられたとしても、何ら問題はなく、むしろ当然というべきこと

になりましょう。<sup>(18)</sup>

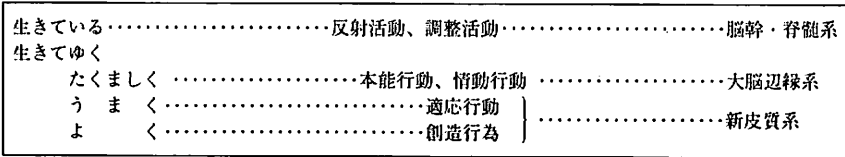
しかし、経済的自由にいう「経済」の意味が、コスモスとしての「カタラクシー」、すなわち自生的秩序としての市場システムを意味するとすれば、様相は全く一変いたしました。市場秩序を、理性による計画的な「組織的秩序」ととって代えることは、最初に引用したポラニーの論述においてすでに十分に示唆されておりますように、原理上不可能であり、逆に後者は、——それが我々の生活にいかに重要なものであれ——、構造的には人為の秩序として、前者に包摂される薄い表層にすぎないことは、これまで縷々述べたところであります。それを、「オイコス」と誤認して、人権体系において「劣位」にあるものと誤解し、穏やかな基準によって立法者の自由自在の改造を許容することは、人間の理性に対する傲慢な思い上がりによって、理性そのものを育んできたその拠って立つ基層そのものを自ら破壊することに他ならないのではないか。

人権規定は、単に個人に自由を主観的権利として保障する機能だけでなく、自由な社会を構成する客観的原理としての機能をもつことは、先に、精神的活動の自由について強調したところですが、同じことは、経済的自由についても、当てはまります。その際、重要なことは、繰り返していえば、そこで「経済的」とは、コスモスとしての「カタラクシー」を意味するということです。<sup>(19)</sup>

この点について、ポラニーも、ハイエクも、もとより憲法学者ではありませんから、このようなことを直接に何も語っているわけではありません。しかし、先に示唆いたしましたように、ポラニーが自由の正当化を自生的秩序形成の原理となる「公的自由」に求め、またハイエクが、市場秩序こそ社会という「包括的自生的秩序」形成の基盤としてしていることは、当然、右のような趣旨を含むものと考えられるように思います。

市場システムをこのように「自生的秩序」を捉え、経済的自由の憲法的保障は、客観的原理の保障としての側面においては、このような自生的秩序の成立条件にかかわる原理を規定したものだと思える立場からは、もはや、人

図6 生の営み



権のカタログにおいて精神的自由は優越的地位を占め、経済的自由は劣位にある、というような二重の基準論的思考が何の根拠もない皮相な見解であることは、疑う余地がないように思えます。

問題は、市場システムをこのように捉えたいので、それが、知的秩序のシステムとどのような関係に立つかということにあります。マルクス主義の史的唯物論は、徹頭徹尾、自然と作為の二元論に立ちますから、ここでは、その中間にある「第三の範疇」たる自生的秩序が認められる余地はありませんが、仮にその図式に即して観念するとすれば、下部構造に市場システムがあり、その上に上部構造として知的秩序のシステムが聳え立つということになります。常識的に考えても、前者は、物質的世界、人間の衣食住という人間の生物学的存在にかかわるものとして、人間存在の基本条件をなすもの、これに対して、後者は、精神的、世界、人間の人格的存在にかかわるものとして、人間存在の上層条件をなすものと捉えられましょう。

脳生理学の立場から、時実利彦博士は、人間の生の営みとして、「生きている」という植物的な生から「生きてゆく」という動物的な生へ、そして後者が「たくましく生きる」から「うまく生きる」、さらに「よく生きる」へと段階的に区別され、それに対応する人間の身体的作用・行動とそれを分担・統制する脳・脊髄の中樞神経の統合系を、次のように図式化(図6)して示される。<sup>(20)</sup>

もし、人間社会の自生的秩序が階層的構造をなすとすれば、このような人間の「生の営み」の段階的区別に照応するような構造をもつのではなからうか。というのは、所詮、人間の作

り出したものは、人間の脳の所産だからである。このことは、人間の行為の結果として「第三の範疇」にも、当然に当てはまるであろう。<sup>(2)</sup>

## むすび

### ——自生的秩序と暗黙知の理論——

人間の社会においては、物質面・経済領域においてだけでなく、精神面・知的領域においても、その秩序構成の原理は、基層において、自生的秩序によるのではないか、ということをお話しました。しかし、自生的秩序がなぜ人間に可能なのか、その成立の論拠に立ち入りませんでした。

ハイエクは、一九五二年に「感覚秩序」という本に書いています。副題に「理論心理学の基礎への序説」とありますように、心理学の基礎理論に関するものですが、その「はしがき」において、学生時代に、その構想を起草し、将来の自己の進路を心理学にするか経済学にするか迷ったというようなことを回想しています (So para. 4, 訳四頁)。結局は、経済学に進み、戦後は広く社会哲学者として大著を著し、そこで先にみましたような自生的秩序としての市場秩序論を展開するわけですが、それが、人間の「感覚秩序」と何らかの関係があるのでしょうか。この点について、ハイエク自身は、「私の仕事は心理学から離れてしまったが、そのときに得た基本的な考え方は、引き続き私をとらえてきた。輪郭はしだいに広がり、社会科学の方法論を扱うにあたっては、しばしば後援となったのであった。つまりは、理論心理学について、私の考えを体系的に検討しなおすことを迫ったのは、社会的な理論の論理的性格に関することからである」 (So para. 4, 訳四頁)と言及するのみで、必ずしも明確ではありません。むしろ、「経済学や法学や政治学や史学等々を広範に含んだハイエク教授の一大体系に対して、この書〔「感覚秩序」

が認識論的ないし科学の方法論的基礎をなしていることを、ハイエク教授自身は私やその他の人々との会話を通じて否定し続けてきた<sup>(22)</sup>ようです。しかし、「感覚秩序」をみますと、人間の感覚秩序、つまり普通の感覚から高度の抽象的な思考を含む精神的秩序の全体が、神経生理学的な神経線維とそれによるインパルスの結合の複合的かつ階層的なネットワークとしての性質をもつ神経秩序を基礎にして、それとの「同型写像 (isomorphism)」として構造的に類似の性質をもつ秩序(23)（*ibid.* 訳九頁以下）、ある種の「自生的秩序」としての性格をもつ秩序のように捉えられており、彼の市場秩序論は、まさにそれを社会に応用ないし拡張したというような印象を受けます。

今日、認知心理学において人間の意識の問題が盛んに取り扱われ、人間の判断・行動の指令を担う脳の最高中枢器官として「ワーキング・メモリー」という理論が構築され、脳科学の実験により検証がすすめられているよう<sup>(24)</sup>です。そのような所見をみますと、人間の意識ないし精神の構成原理において、ハイエクの感覚秩序の構想は、それから基本的にはそう離れていないように思われます。

自生的秩序の観念を誰よりも精緻に概念化したのは、ポラニーではないかということ先にもべましたが、人間社会においてなぜ自生的秩序というようなものが形成されたのか、その成立の根拠について必ずしも明確でないようにように思えます。彼は、「我々は、語ることができる以上に多くのことを知ることができる」という命題に象徴される有名な「暗黙知」の理論を定式化しました(25)（*ibid.* 訳一五頁以下、なお *PK* p. 541; 訳五〇頁以下・p. 871E 訳八四頁以下参照）。例えば、私は、本日司会をされている足立英彦氏を何万人の中からでも見分けられると思いますが、しかし、その特徴を話せといわれても困ります。自転車に乗れますが、どのようにして乗れるか話すことはできません。泳げますが、泳ぎ方を話せといわれても困ります。また、自転車に乗れない人、泳げない人は、乗り方・泳ぎ方のマニュアルをいくら読んだところで、自転車に現実に乗り、あるいは水に入って練習しないかぎり、それをマスターすることは不可能でしょう。ポラニーによりますと、他者の人相を認知するとき、目鼻立ち等個々の細目を

従属的に感知しながら、それから全体の顔立ちへと焦点的に注意を向け、全体としての人相をうる。そのとき、個々の細目という近接項は、我々が注意を向けている顔全体という遠隔項を獲得するために依拠しているが、そのものとしては語ることはできない。もし、個々の細目、眼ならな眼に意識を注目すれば、顔全体の認知がぼやけてしまう。これは技能にも当てはまります。自転車乗り方は、法則的には数式で表せるようですが、われわれは、そんなことを知らなくても、全身の筋肉を作動させ、重心をとりながら、うまく自転車に乗っています。つまり、筋肉の個々の諸細目を全体従属的に感知しながら、転ばないで走るといふことに意識を集中している。ある筋肉の動きに意識的に集中すれば、恐らくは転んでしまうでしょう。

このように、諸細目の感知に依拠しつつそれらを包括・統合して全体的存在を認知する仕方ないし能力を、彼は「暗黙知」といいます。そして、このようなことは、人間の知覚をはじめ、聴覚言語および視覚言語の習得や科学的発見等々、あらゆる人間の認識や技能に当てはまるといふことになります。彼によりますと、それは、細目の中に身体の延長として自ら「潜入」してそれを「内面化」して統合する過程、この意味で知識はすべからず「個人的 (personal)」知識である。そこに「個人的」というのは、勝手気儘とか、恣意的という意味はありません。個人があるものを知ろうすれば、その細目に「潜入」し「内面化」するという主体的な積極的・能動的な関与がなければ成り立たないという意味であります (FD, p.151ff 訳三二頁以下、なお PK, p.91ff 訳五五頁以下参照)。しかも、ポラニーによりますと、それは、単にわれわれの認識の構造だけでなく、認識の対象たる実在的存在そのものが、そのような構造をもつものではないかといえます (FD, p.33ff 訳五七頁以下、なお PK, p.381ff 訳三六〇頁以下参照)。こうして、彼の暗黙知の理論は、認識論からさらに存在論へと大きく展開されていくわけ<sup>(25)</sup>です。

このような、暗黙知の理論が、「自生的秩序論」の根底にあるのではないか。ポラニーは、両者の関係を、それとして明示に論じていませんが、しかし、そのことを幾つかの場面で示唆しているように思えます。例えば、知的

秩序のシステムとしての「探求者たちの社会」がその例です（*U.L.P. 162* 訳二〇四頁以下、*TD, p. 55* 訳八五頁以下）。ここでは、各研究者は、未だ発見されていない未知のもの（真理）に対して、その存在の信念のもとに、科学の権威的・伝統的規準に従いつつ、かつ、他の研究者の最新の研究を参照しつつ、自己の研究活動を自己調整し、発見に努めます。その発見の過程は、研究者個人にとっては、「暗黙知」の実践の過程といえます。そして、そのよな、個々の研究の活動の結果として、すなわち相互の調整の結果として、自生的な知的秩序のシステムが生ずると考えられるからです。

現在、わたしは、暗黙知の理論と自生的秩序との関係について、基本的にはこのように考えているのですが、現実の問題はもつともつと複雑です。例えば、学問の自由といっても、今日、学問研究をするには大変な費用がかかります。理工系・医学系の研究装置と比べると、文科系はしたものでしょうが、とにかく費用が異なります。その場合、国の公的援助をだれがどのような規準、手続によって配分するのでしょうか。それは、そのやり方如何によっては学問の自由に重大な影響を及ぼすでありましょう。また、「思想の自由市場論」に対して、本当にそういう自由な市場があるのか。現実には、巨大なマスメディアによって独占されているのではないか、真理が最終的に勝利する保証がどこにあるか、等々いろいろな批判があります。

しかし、学問の自由、思想の自由、表現の自由は、究極的には、それへの信念への問題であり、憲法的には、当然の問題だと思われまます。自生的秩序としての市場システムが無前提の上に成立するのではなく、ノモスに従うことを条件にするのと同様に、知的秩序のシステムもまた、学問の自由、思想の自由、表現の自由とその限界を一般的・抽象的・普遍的に確定するノモスを必要とします。そして、その遵守にどこまでも厳格でなければ成り立たない。レッセ・フェールではありません。しかし、かといって権力による人為的な計画化によってかかる秩序を形成しえないことも明白です。この辺のところが、今日の憲法改正論議を初め、各領域の制度改革、殊に教育基本法の



改正問題等において、必ずしも十分に認識されていないのではないか、否、むしろ誤った認識に基づいてなされているのではないかとということ想起しつつ、本報告を終えたいと思います。有難ございました。

(1) 本稿は、平成一八年五月二〇日に開かれた第三回金沢大学文系教員研究会での報告原稿をはほ再現したものである。時間の関係で、後の方は大幅に端折らざるをえなかったたので、この機会に元の形にさせていたたいた。また、レジユメに付した図は、本文で示すことにした。報告の後の討論において、出席の諸先生から貴重な質問をしたたき、いろいろなご教示に接するとともに再考の機会を与えられた。この場をお借りして、改めて厚くお礼申し上げたいと思う。

本稿において、ハイエク (F.A.Hayek) およびポラニー (M.Polanyi) の著作・論文集と訳書は、以下のように略記して本文において引用することにした。(訳文は訳語の統一等の理由から必ずしも訳書と同一でないところもある)。

(F.A.Hayek)

*The Road to Serfdom*, 1944, 西山千明訳「隷属への道」春秋社・一九九二年：RS, 訳。

*Individualism and Economic Order*, 1949, 嘉治元郎訳・嘉治佐代訳「個人主義と経済秩序」(ハイエク全集3) 春秋社・一九九七年：EO, 訳。

*The Sensory Order—An Inquiry into the Foundations of the orctical Psychology*, 1952, 龜山貞登訳「感覚秩序」(ハイエク全集4) 春秋社・一九九八年：SO, 訳。

*The Constitution of Liberty*, 1960,

Part I *The Value of Freedom*, 氣賀健三・古賀勝次郎訳「自由の価値——自由の条件Ⅰ」(ハイエク全集5) 春秋社・一九九七年：CL, 訳1。

Part II *Freedom and the Law*, 氣賀健三・古賀勝次郎訳「自由と法——自由の条件Ⅱ」(ハイエク全集6) 春秋社・一九九七年：CL, 訳Ⅱ。

Part III *Freedom in the Welfare State*, 氣賀健三・古賀勝次郎訳「福祉国家における自由——自由の条件Ⅲ」(ハイエク全集7) 春秋社・一九九七年：CL, 訳Ⅲ。

*Studies in Philosophy, Politics, and Economics* 1967, 幾つかの論文の訳として、田中真晴・田中秀夫編訳「市場・知識・自由」ミネルヴァ書房・一九八六年：SPEE, 訳。

*Law, Legislation and Liberty.*

Vol.1 *Rules and Order*, 1973. 矢島鈞次・水吉俊彦訳「ルールと秩序——法と立法と自由Ⅰ」(ハイエク全集8) 春秋社・一九九八年: LLL I 訳。

Vol.2 *The Mirage of Social Justice*, 1976. 篠塚慎吾訳「社会正義の幻想——法と立法と自由Ⅱ」(ハイエク全集9) 春秋社・一九九八年: LLL II 訳。

Vol.3 *The Political Order of a Free People*, 1979. 渡部茂訳「自由人の政治的秩序——法と立法と自由Ⅲ」(ハイエク全集10) 春秋社・一九九八年: LLL III 訳。

*New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, 1978. 幾つかの論文の訳として、田中真晴・田中秀夫編訳「市場・知識・自由」ワネルヴァ書房・一九八六年: NS 訳。

*The Fatal Conceit: The Error of Socialism*, in *The Collected Works of Friedrich August Hayek*, ed. W.W.Bartley III, vol. I, 1988: FC. (M.Polanyi)

*The Logic of Liberty*, 1951. Reprinted 1998. 1999. 長尾史郎訳「自由の論理」ハーベスト社・一九八八年: L1 訳。  
*Personal Knowledge*, 1958 (1962). 長尾史郎訳「個人的知識」ハーベスト社・一九八五年: PK 訳。

*The Tact Dimension*, 1966 (1983). 佐藤敏三訳・伊藤俊太郎二訳「暗黙知の次元」紀伊国屋書店・一九八〇年: TD 訳。  
 (2) ポラニーは「組織的(意図的)秩序(corporate order)」について次のように述べている。それは——

「人々の集団のフルタイムの活動を長期間にわたって調整し、彼らの複雑で伸縮的な課題に向かわせ、頻繁に各自の演じる役割の再指定を要求するような特定の指令の形式に注意を集中する」場合に、「問題の人々を上司の権威の下に置き、この上司が継続的に彼らの協同活動を再指令する責任をもつ」ような、「一人の主任責任者の権威に服する」組織である(L1, 112 訳一四二—三頁)。ポラニーによれば、任意の上司の命令に直接に服する部下の数は、彼の制御範囲を超えることはできないから、三〜五人を超えないだろうとする。というのは、調整を要する部下間の関係の和は、部下の数が増えるにつれて急激に上昇し、人の心の制御の能力を超えていってしまうからである。かくて、主任が直接に命令を出せる部下は三〜五人以上ではないから、それより大きな集団を相互調整するには、順位下位の管理者の層に権限委譲する方法によらなくてはならず、かかる層は各段階毎に裾野を広げ最下位のレベル達することになり、かようにして権威的な階層秩序が組織化されることになる(L1, 112 訳一四三頁)。そして、このようなコポーレーション的秩序においては、その「規模が増大しても、それが究極的には支配する(基底の)の人員での調整可能な一人あたりの関係の数は、實際上影響を受けない」ことを、数式を用いて論証するのである(L1, 116 訳一四七頁以下参照)。

また、次のようにもいう。

「事柄のない人々の良く秩序立った配列を見るたびに、我々は、本能的に、誰かが意図的にそれらをそのように置いたものと想定する。手入れの行き届いた庭園は庭師が設計したものであろうし、正常に作動する機械は誰かが建造したものであろうし、パレードしている一団は良く訓練された指揮者の下に置かれているに違いない。これらは、秩序が発現する明白な仕方である。秩序を構築するそうした仕方は、事物や人々が勝手に留まったり動き回ったりする自由を制限し、各々に対して、予め作成された計画の中の位置を指定することにある」(『コトバ』訳一九六頁)。かかるタイプの秩序は、いうまでもなく、「組織的(意図的)秩序(organize order)」である。本文の「もう一つの別のタイプの秩序」の引用は、この一文に続くものである。

(3)

麻伊富長「科学者としてのマイケル・ポランニー」『現代思想』一九八六年三月号・八七頁以下参照。ポランニーは、一九四八年にマンチエスター大学で物理化学から社会思想の職に転向したが、「ノーベル賞を射程のうちにながら何でまた隠遁生活に入ってしまったか——これが私の感想だった。近代科学反応論のポランニーとアイリングが共同でノーベル賞をもらうだろうと我々は評しあっていたからである」(八六頁)。また、次のようにいう。「一九八六年の今日、……いまにして見れば、ポランニーにとつての転向は、栄達の間を後にした栄光への旅立ちであつたのであろう。『物理学賞でも化学賞でもノーベル賞は楽にもらえるから推薦をしよう』と言われ『それよりも、講義義務のない社会学教授のポストが欲しい』とポランニーが言つてそうなつた、という噂を聞いたとき、割の合わない取引きだと思つた。しかし、現在、私はポランニーにとつて当然の取引きだつたのだと思つ」(八七頁)。また別のところでは、同氏は、「サイエンティストが哲学者に転向したんじゃないやなくて、哲学者だつたんだけれど、サイエンズをやつたんだと思う。五五歳にもなればもうオリジナルな仕事、それに実験もできねえし、そつちへ移つちゃうのは必然だね、そんな感じがします」(『Michael Polanyi』Havester 二号(1986年)・青玄社・八八頁)とも語っている。

ポランニー自身、自らの転向を「暗黙知の次元」の冒頭で、次のように語っている。本稿の内容とも密接に関係する極めて重要なことが述べられていると思われるので、厭わず引用しておきたい。

「私は科学者であつた。そして科学者として過ごした過去について思案したあげく、哲学へと向かつた。このことをご存知の方もおられるだろう。さて、なぜ私がこのように進路を変更したのかをお話ししたいと思う。というのは、そうすることによつて、この講義が全体としてどのような課題にとりくもうとしているかも明らかにになるからである。

私をはじめて哲学の問題に直面したのは、スターリンの下でのソヴィエトのイデオロギーでは、科学の探求の正当性が認められていないということに、私が疑問を抱いたときのことであつた。私は一九三五年にモスクワでプーハーリンと交した会話を憶えている。当時彼は、三年後の彼を待ち受けていた失脚、追放への道を歩みかけていたとはいえ、依然として共産党の指導的な理論家の一人であつた。私がソ

ヴィエト・ロシアにおける純粹科学の探求について彼にたずねたとき、彼は純粹科学は階級社会の病状の一つである、と語った。それ自身のために探求される科学、という觀念は社会主義の下では消滅するであろう、なぜなら、科学者の関心は、進行中の五カ年計画の問題におのずと向けられるであろうから、と彼は語った。

独立した科学的思考活動の存在そのものに対するこのような否定が、こともあろうに、科学の誠実にうつつたえることによって巨大な説得力を得ようとしている社会主義理論から生み出された、という事実には私は衝撃を受けた。科学的見地が、科学それ自体にはいかなる場所もあたえないような機械論的な人間観、歴史観を生みだしたように思われた。それは思考活動にいかなる固有の力を認めようとはせず、また、思考のための自由を求める主張に如何なる根拠も認めようとはしなかった」(Dobson 訳一三四頁)。

この衝撃が、暗黙知の理論探求の発端となっているのである。

- (4) ハイエクは、このような自生的秩序の観点から、あるべき「憲法モデル」を構想し、その基本原理をかなり詳細に論じている。それは、極めてユニークなものであるが、しかし、現代の憲法に対する根源的批判をも含むもので、極めて重要な意味をもつ。特に、二つの議会構想が重要であるが、それについては、拙稿「もう一つの議会制度——ハイエクの『二つの憲法モデル』をめぐる——」『比較憲法学研究』一五号(平成一五年)二二頁以下参照。

- (5) 報告の際、レジュメを配布したが、図1は、そこに記載したものである(後の図2も同じ)。

- (6) アダム・スミス著・水田洋訳『道徳感情論(下)』(岩波書店・二〇〇三年(原著一七五九年))一四四頁。それについて、ハイエク・LII 1429,35 訳九頁・二二頁・四八頁参照。

- (7) カール・R・ポパー著・内田留夫・小笠原誠訳『開かれた社会とその敵 第一部』(未來社・一九八〇年(原著一九五〇年))一七二頁以下。ハイエク・LII 1429,35 訳九頁参照。

- (8) 渡辺幹夫「ハイエクと現代自由主義——「反合理主義的自由主義」の諸相」(春秋社・一九九六年)一五頁の「図2 アリストテレス・ロールズ図式」からの引用である。本稿の図2の「二分論」と題旨を同じくするが、より分かり易いので、参照することにした。本書は、まことに優れたハイエクの思想に関する研究書であるが、この「図2」については、次のような説明がなされている。「アリストテレスは、「人間は政治的動物である」という存在論的・本質主義的・合理主義的・目的論的定義を与えることによって、今日の政治的自由主義——基本的な政治的自由にプライオリティーをおき、政治的要請に応じて基礎的な社会・経済構造を改良していく立場——の先駆となつていたのである。……現代の代表的な政治的自由主義者、J・ロールズもまた、実にこの(ポリスIIオイコス図式)——政治(ポリス)の経済(オイコス)に対する絶対的優位——をアリストテレスから継承していることは疑いない。それゆえ、このアリストテレスからロールズにまで通じる(ポリスIIオイコス図式)を、現代の自由主義の文脈において図式的に表現するならば、図2のようになるであろう」(二

(9) 同・一六頁、「図3 ヒュームトハイエク図式」からの引用。本稿の図2の「三分論」と趣旨を同じくするが、より分かり易いので、参照することにした。それについて次の説明がある。「ハイエクは、アリストテレス以来の経済概念、すなわち「家政」(オイコス)——私的空間における計画的行動の領域——を、低次の経済概念として継承するかたわら、高次の経済概念として「カタラクシー」、すなわち、交流・交易・交換の「秩序」としての市場(秩序)——公的空間における人びとの行為の枠組みであつて、それ自体はいかなる計画的産物でもない——を提出する。それはアリストテレス的にいえば、まさしく「コスモス」であつて、実にヘボリスリオイコス図式)それ自体に優位する。すなわちハイエクにとつて、政治(ポリス)と(低次の)経済(オイコス)とは、知識論的について、ともに計画的な作為の行動である——たしかに一方は公的であり、他方は私的であるとしても——という点で同相であり、知識論的には無差別である。これに対して、高次の経済、すなわちコスモスとしてのカタラクシー(市場秩序)は、それが計画的な作為を超越しているという点で、ポリスともオイコスとも異なるのである。これをいま、同じく図式的に表すとすれば、図3のようになるであらう。(改行)この図式によれば、「経済」的自由主義は、いわゆる政治(ポリス)的自由主義にも経済(オイコス)的自由主義にも優位する。というよりも、それは二つの自由主義が成立するための枠組みであり、前提条件であるともなされる」(一五—一六頁)。

なお、本書は、(第)四章を「M・ボラニーとハイエク——「反合理主義的自由主義」の知識論的基礎」と題して、両者の思想が対応的に鋭く分析されており(一七五頁以下)、本稿も本書の分析に多く負っている。ここに一括して、そのことを明記しておきたい。

(10) ボラニーの自由論は、先に注(9)で述べた理由から、科学・学問の自由に関する問題を発端とし、かつ中心として展開されている。とりわけ、自生的秩序の観点よりする学問の自由の基礎についての一連の考察、殊に「学問の自由の基礎」「科学の自治」「科学と福祉」(LT, pp. 134-135, 訳四一頁以下)は、極めてユニークなもので、新たな問題点を含むものとして、憲法学的見地からも、極めて重要な意義をもつものと思われる。

(11) 憲法学の領域では、「思想の自由市場」論とは、一般に、真理は思想の自由市場(言論の自由な交換と競争)から生まれるのであつて、政府の権力によって決められるべきものではなく、言論がたとえ悪悪を生み出すことがあるとしても、その是正は、権力による抑制によつてではなく、原則として、モア・スピーチによるべきである、との命題を基本的とする憲法理論と考えられている。それは、速くミルトンの「アレオパチイカ」(一六四四年)に端を発し、「真理と虚偽を組み打ちさせよ。自由な公開の勝負で真理が負けたためしを誰が知るか。真理によつての論駁こそ、最落の最も確実な禁遏(抑制)である」(上野精一他訳・岩波文庫六五頁)、J・S・ミルの「自由論」(一八五九年)において体系的に展開され、二〇世紀になつて、アメリカでは、「真理の最上のテストは、市場の(自由)競争においてみずから認容させる思想の力である」とのホームズ裁判官の反対意見(Abrams v. United States, 250 U. S. 616 (1919))において有名となり、そ

の後の判例の積み重ねのなかで、表現の自由論の基本的枠組みとなった理論である。今日、それについて、さまざまな論議がある（戸部信喜「憲法学Ⅲ人權各論(1)（増補版）」（有斐閣・二〇〇〇年）二五三頁、奥平康弘「表現の自由Ⅰ」（有斐閣・昭和五八年）四頁以下、同「なぜ「表現の自由」か」（東京大学出版会・一九八八年）二六頁以下、山口いつ子「デフォルトとしての「思想の自由市場」」法律時報七四巻一号一六頁以下等参照）。

(12) ハイエクは、ここでは、「競争は人間の目的追求にとって最上の道の発見に導く最も効果的な発見方法である」として、「発見手続としての競争」の意義を強調している（なお、*Liberalism* 訳九九頁以下参照）。しかし、もとよりそこには当初より、「競争はほとんどの状況で、われわれが知っている最も効率的な方法であるということだけでは足りない。より重要なのは、競争こそ、政治権力の恣意的な介入や強制なしに諸個人の活動の相互調整が可能となる唯一の方法だからである。まったくのところで、競争擁護論の主要点は、競争こそ、意図的な社会統制を必要としない、ということである（RS, p.26 訳四二頁）」という、自生的秩序の構成原理として本来の意義がベースとなっているのはいうまでもない。要するに、ハイエクの「競争」の概念は、ポラニーの「競争」的調整の概念よりも広く、ポラニーのいう「協議」および「説得」的調整をも含むものである。「競争」の概念を、ハイエク的に広義に用いるのも可能であろうが、しかし、ポラニー的に、調整の一つの態様として、より限定された概念として用いるのも可能である。通例、「競争」という概念は、後者の意味で用いられるから、そのような用語で用いるポラニーの方が誤解がなくていいのではないか、これが本文で述べたことの意味である。

(13) コミュニケーションにおける「情報」の概念については、竹内郁郎「社会的コミュニケーションの構造」（第四章）内川芳美他編「講座現代の社会とコミュニケーション 1基礎理論」（東京大学出版会・一九七三年）一〇五頁以下（二〇九頁）、林進編「コミュニケーション論」（有斐閣・一九八八年）三頁以下、後藤将之「コミュニケーション論」（中央公論新社・一九九九年）四三頁以下等参照。ここでは、特に後藤将之氏の著書を参考に行っていることを、明記しておきたい。

(14) この論点について、これまで憲法学の見地から考察されているのは、私の知るかぎり、ただ阪本昌成「コミュニケーション行為の法」（成文堂・一九九二年）のみであるが、そこでは、表現の自由の優越的地位に関して、次のように論じられている。

「商品流通と、メッセージ流通とは、それぞれの記号の果たす役割が異なるがゆえに、その規制の許容程度に相違がでてくるのであり、この相違をもって表現の優越性と呼ぶのだ、と考えるべきであろう。つまり、それはこういうことである。

貨幣を除くあらゆる商品は、それと交換される貨幣量としての「価格」によって表示され、商品の価値とは、貨幣との「交換価値」の記号を意味する。その記号は、一般的等価形態を与えられれば与えられるほど、うまく機能するのである。商品世界は、物象化されシステム化された物質的再生産過程を表わす。商品流通は、その背後に実体をもっているといつてよい。これに対する法的規制は、交換価値の記号としての役割を、そのまま実現させるための試みといえよう。

これに対して、対人コミュニケーションにおいて交換されるメッセージは、一般的等価形態化・物象化されえない、個人的実践的な人の相互作用のなかで、その意味を相互に了解するものであるから、本質的に規制になじむべきものではない。表現規制理由について公権力側の判断能力適合性を懐疑の眼でみるべし、これこそが、「Free Speech Principle」である、というF・シャウアーの主張は、この点をついたものと受けとめられる（二六五—六頁）。

この見解よれば、流通するのは、一方では「商品」であり、他方では「メッセージ」である。しかるに、「それぞれの記号の果たす役割が異なる」とされ、この違いから、それに対する「規制の許容程度に相違」が生ずる。そして、「この相違をもって表現の優越性と呼ぶのだ、と考えるべきであろう」とされる（第一段落）。第二段落は、商品流通について、第三段落は、メッセージ流通について、「それぞれの記号の果たす役割」と「その規制の許容程度」の論述のようであるが、少し後には、次のようにまとめられている。

「言葉の機能は、局所的なところにこそ発見できる……言明内容の決定は、常に不確定であつて、他者の目による自由な解釈・批判を必要としている。『思想の自由市場』論の依拠するところは、言葉の局所的な働きを累積した効果に期待しているものと思われる。

これに対して、商品流通は、貨幣という一般的等価的交換を正確に表示する記号に基づいてなされなければならないから、公権力は、商品と貨幣（一般的記号）との正当な対応関係を機能させるべく、常に外から、流通過程に介入することが許される。ちよと、走る速さを測定するものがどこかにいる、ひとつの統一された競争のように。言語行為はそうではない。このような、日常言語によるメッセージ流通と、商品流通の本質的差異をもって、表現の自由の優越的地位というのではないか」（一六七頁）。

(15)

図5も、レジメに記載したものを再現したものである。

(16)

二重の基準論といえは、わが国におけるその使徒としての役割を果たされた芦部信喜教授の業績をまずあげなくてはならないであろう。コンバクトにまとめられたものとして、『憲法学Ⅱ』（有斐閣・一九九四年）二二三—二四五頁、同著・高橋和之補訂『憲法（第三版）』（岩波書店・二〇〇二年）一〇〇—一〇一頁・一七五—一八頁参照。

(17)

この点について、ハイエク自身は、パンジャマン・コンスタンとともに自由主義を「原理の体系」と考えられるべきことを説いた上で、次のように述べているのが注目し値する。

「自由はすべての政治活動が原理によって導かれる体系であるだけでなく、それはあらゆる個々の立法行為に適用され原理として承認されることのないかぎり、維持されない理念でもある。このような根本的な規則は、物質的利益に対しても妥協の余地がないとするほど根本的な理念として——あるいは当面の非常時には、一時的に破棄されなければならないとしても、あらゆる恒久的な取り決めの基礎となるべき理念として——頑強にまもられるのでない場合には、自由はきつと漸次的な侵害によって破壊されることになるであろう。というのは、それぞれの特定の場合には、自由を削減する結果として具体的に明白な利益を約束することができるからだが、犠牲にされた便

益は、本来ほとんどわからないし、そして不確実なものである。もし、自由が最高の原理としてあつかわれなければ、自由な社会が与えねばならない約束は個々の人にとつてはいつも、偶然であつて、確実なものではなく、単に機会であつて確実な贈り物でなくなるといふ事実は、不可避的に致命的な弱点となつて現われ、そしてだんだんと侵食を招くことになるであらう。」(Clapham 訳 101 頁。傍点筆者)。

(18)

戦後の正統派ないし嫡流憲法学の創始者・宮沢俊義教授は、一方では、「社会国家が決して自由国家の否定を意味するのではなく、むしろ自由国家の理念の実質化を意味する」(憲法Ⅱ〔新版〕有斐閣 二二六頁)としつつ、他方では、「社会国家的人権宣言の見地からすれば、財産権についての従来の自由権的な考え方を転回させて、これに多かれ少なかれ社会権的な性格をみとめ、それをむしろ生存権の延長——最低限度の生活に必要な財産を支配する権利——と見るといふ考え方が成り立つ余地があるのではないかと考えられる」(102頁)とされる。両者が整合するかどうか、もし後者の考え方が成り立つとすれば、まさに「最低限度」の意味の「倒錯」といふべきであらう。しかるに、かかる「倒錯」に加担する人も、少なくない。

(19)

ドイツの基本権論のひとつの特徴は、わが国とは異なり、ここで論じたように、基本権規定を単に個人に主観的権利を保障するだけでなく、客観的秩序の原理ないし要素を規定したものと捉えるところにある。しかし、そこで客観的秩序といわれる場合、一般に、ここで問題とする「自生的秩序」という観念は殆ど知られていない。そこで憲法理論は、ドイツ哲学がそうであるように、先に本文で述べたような「自然と作為の二分論」に立ち、秩序を「組織的(意図的)秩序(synoptic order)」と同一視し、徹頭徹尾、人間の理性による意図的・計画的な所産と捉える秩序理論に立っているかに見える。へ自由のままではカオスがあるのみである、すべからず国家が理性により計画に従つてそれを組織化して初めて秩序がもたらされる」といふ秩序観が厳然と基礎に横たわつていふに思われるからである。それは、おそらくは、ドイツの近代国家成立の経緯とも無関係ではないであらう。領邦に分岐する状態を克服しての近代統一国家は、プロイセンを中心とする軍勢力により、下からの革命勢力を粉碎して、上から遂行された。それにより、そこに当初存していた自由主義も次第に衰微していった。ワイマール期には、自由主義は地に落ち、道徳的諸悪の根源のように忌み嫌われた。カール・シュミットが説いた有名な「具体的秩序」思想も、ここでいう「自生的秩序」の観念とは無縁のものである。彼が、自由主義を憎悪したのも、「自生的秩序」の観念に至らなかつたからであらう。そして、この点については、今日でも基本的には変わっていないように思われる。もとより、今日では「法の支配」と内容上殆ど異なる実質的な「法治国家」といふ憲法原理が存する。しかし、その発想の方法は、全然異なる。一方が、帰納的だとすれば、他方は、演繹的であり、哲学がそうであるように、最高の原理から、理性による推論により壮大な体系が構築される。無秩序な社会もまた、国家の上からの組織化によつて、初めて秩序がもたらされる、という考え方である。さて、わが国は、この点についてどうであらう。このような論点を含めて、基本権規定の客観的的原理としての意義をわが国でも真剣に考える必要があるのだ



はないか。

(20) 時実利彦「人間であること」(岩波書店・一九七〇年)三九頁。なお、同著「脳の話」(岩波書店・一九六二年)参照。

(21) 解剖学者・養老孟司博士は、われわれが先に問題とした自生的秩序としての市場秩序と知的秩序における流通の対象ないし媒体について、「唯脳論」(筑摩書房・一九九八年)において、「ヒトの活動を、脳と呼ばれる器官の法則性の観点から、全般的に眺めようとする立場」を「唯脳論」と呼んで(二二頁)、かかる立場から、次のように論じられているのは、まことに示唆にとみ、興味深い。

「われわれの社会では言語が交換され、物財、つまり物やお金と交換される。それが可能であるのは脳の機能による。脳の視覚系は、光すなわちある波長範囲の電磁波を捕え、それを信号化して送る。聴覚系は、音波すなわち空気の振動を捕え、それを信号化して送る。始めは電磁波と音波という、およそ無関係なものが、脳内の信号系ではなぜか等価交換され、言語が生ずる。つまり、われわれは言語を聞くことも、読むことも同じようにできるのである。脳がそうした性質を持つことから、われわれはなぜお金を使うことができるか、なんとなく理解できる。お金は脳の信号によく似たものだからである。お金を媒介にして、本来はまったく無関係のものが交換される。それが不思議でないのは(じつはきわめて不思議だが)、何よりもまず、脳の中にお金の流通に類似した、つまりそれと似たような過程がもともと存在するからであろう。自分の内部にあるものが外に出ても、それは仕方がないというものである」(二二頁)。

また、次のようにも、論じられる。

「ヒトはなぜ社会をつくるか。レヴィ・ストロースは、「交換」のためだと言う。そうかもしれない。では、なぜヒトは交換をするのか。その基盤を成すのは脳である。脳は信号を交換する器官である。それこそが、ヒトが交換を行なう理由である。ヒトが「無意識」に作り出すものは、ヒトの身体の投射となる。そうエルンスト・カッパは言った。もつと正確に言おう。

「ヒトの作り出すものは、ヒトの脳の投射である」

と。社会もまた然りである」(二三頁)。

問題は、言語と財物(物やお金)の交換・流通の仕方の相違であるが、それについて遺憾ながら論じられていないようだ。

(22) 西山千明「感覚秩序」の理論的意義」SO訳の「解説」二四九頁。

(23) 上山隆大「F・A・ハイエクの「感覚秩序」(上)」『大阪大学経済学』三六卷一・二号(一九八六年)二三八頁・同(下)同誌三六卷三・四号(一九八七年)二九〇―一頁・二九六―七頁、同著「秩序論の背後にあるもの」F・A・ハイエクの「感覚秩序」をめぐって――

「思想」一九八九年四月号・七四頁以下。なお、嶋津格「自生的秩序」(木鐸社・一九八五年)一九頁以下参照。

(24) 澤口俊之「私」は脳のどこにいるか」(筑摩書房・一九九七年)一三四頁以下、同著「H.Q.論：人間の脳科学」(海鳴社・二〇〇五年)六八頁以下。なお、リタ・カーター・藤井留美訳・養老孟司監修「脳と心の地形図」(原書房・一九九九年)二七六―八頁参照。

(25)

ボラニーの暗黙知の理論の優れた解説ないし分析として、特に渡辺幹夫・前掲注(8)一七八頁以下参照。なお、リチャード・ゲルウィック/長尾史郎訳『マイケル・ボラニーの世界』(多賀出版・一九八二年)七九頁以下参照。

(付記)

本号は、今春ご退職される徳本伸一教授、前田達男教授、山形恭子教授の退職記念論文集である。赴任してようやく五年目、しかも三年前に法務研究科に配置換ということから、三先生と接しえた期間は長くはないし、必ずしも多いとはいえないが、それでも、個性豊かな各先生から、教授会をはじめ、各種委員会において、またその他いろいろな機会に、多々ご教示を受けるとともに、ご親切にしていたことが思い起こされる。本稿は、本学の文系教員研究会における報告原稿を再現したものであるが、このような形で、三先生のご退職の記念号に参加することができ、これを機会に、ともあれ筆者の憲法学の基本的な考えの一斑を提示しえたのは、誠に幸いであった。記して、これまでのご指導とご厚情を謝するとともに、先生各位の益々のご健勝とご活躍をお祈りする次第である。

二〇〇七年(平成一九年)三月七日